

市町村合併後の状況



～ 現時点で把握される事項について ～

平成20年12月

三重県政策部

【 目 次 】

はじめに	1
1 市町村の人口・面積の変化	3
2 財政状況の変化	4
(1) 県内の1団体当たり標準財政規模	4
(2) 普通会計決算額	5
3 合併の効果	7
(1) 行財政の効率化	7
(2) 住民の利便性の向上の事例	10
(3) 住民サービスの向上の事例	12
(4) 住民サービスの高度化（専門性の向上）の事例	13
(5) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開の事例	14
4 合併の際懸念されたことに対する対処	15
(1) 役場が遠くなって不便になるのではないか	15
(2) 中心部だけよくなって周辺部はさびれるのではないか	15
(3) 住民の声が届きにくくなるのではないか	16
(4) 各地域の歴史、文化、伝統等が失われるのではないか	16
5 合併後の課題	17
(1) 周辺部の衰退への対応	17
(2) 住民負担の適正化	17
(3) 住民サービス等の調整	17
(4) 総合支所等における機能の確保	18
(5) 公共施設の再編	18
(6) 公共的団体の統合	18
(7) 優遇措置期間終了後の行財政運営	18
6 今後の対応	19
まとめ	20

はじめに

地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域行政への対応、国・地方を通じる厳しい財政状況の下での行政改革の要請等を背景に、基礎自治体としての市町村の規模・能力を充実し、行財政基盤を強化することが課題となってきました。そのため、平成 11 年の地方分権一括法により「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)が強化されたことを契機に、自主的な市町村の合併が積極的に推進されてきました。

平成 11 年 3 月末現在、全国で 3,232 あった市町村が、平成 18 年 3 月末には 1,821 となり、さらに、平成 17 年 4 月 1 日に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)の下での合併により、平成 21 年 3 月 30 日には 1,779 市町村となる予定です。

三重県においても、平成 12 年 12 月に「市町村の合併の推進についての要綱」を策定し、市町村合併の気運の醸成を図り、平成 13 年 12 月には「三重県市町村合併支援方針」を決定し、自主的な市町村合併に取り組む団体を支援してきました。その結果、平成 15 年 11 月 30 日に 69 市町村であったのが、平成 18 年 1 月 10 日には 29 市町に再編され、現在、合併市町は市町村建設計画に基づき、新しいまちづくりに取り組んでいます。合併市町に対しては、合併算定替等の交付税措置や合併特例債、合併市町村補助金による国の財政措置があり、県も市町村合併支援交付金等による支援を行っています。

市町村合併は、地域の将来を見据えて行われるものであり、その効果が現れるまでには一定の期間を要すると考えられます。短期的な効果として一部把握できるものもありますが、その効果の検証には、中・長期的な観点が必要であり、合併の総括的な評価を行うまでに至っていない現状にあります。

しかしながら、各市町が合併後 2 ヶ年度以上を経過したことから、平成 20 年 8 月に、合併した県内 16 市町に対し、要綱に示された「合併の効果」や「合併に際して懸念される事項への対処」の事例を中心に、合併の効果や合併後の課題・懸案と考えている事項について調査を行い、それを整理しました。

◆旧合併特例法の下での県内の合併状況

合併年月日	合併市町	合併関係市町村	方式	H17国調人口	面積 (km ²)
平成15年12月1日	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	新設	46,446	219.58
平成16年10月1日	志摩市	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町	新設	58,225	179.67
平成16年11月1日	伊賀市	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町	新設	100,623	558.17
平成16年12月6日	桑名市	桑名市、多度町、長島町	新設	138,963	136.61
平成17年1月1日	松阪市	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町	新設	168,973	623.80
平成17年1月11日	亀山市	亀山市、関町	新設	49,253	190.91
平成17年2月7日	四日市市	四日市市、楠町	編入	303,845	205.16
平成17年2月14日	大紀町	大宮町、紀勢町、大内山村	新設	10,788	233.54
平成17年10月1日	南伊勢町	南勢町、南島町	新設	16,687	242.95
平成17年10月11日	紀北町	紀伊長島町、海山町	新設	19,963	257.01
平成17年11月1日	伊勢市	伊勢市、二見町、小俣町、御蔭村	新設	135,026	208.52
平成17年11月1日	熊野市	熊野市、紀和町	新設	21,230	373.63
平成18年1月1日	津市	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村	新設	288,538	710.81
平成18年1月1日	多気町	多気町、勢和村	新設	15,793	103.17
平成18年1月10日	紀宝町	紀宝町、鶴殿村	新設	12,648	79.66
平成18年1月10日	大台町	大台町、宮川村	新設	11,099	362.94

※合併特例債

合併後10年度間、市町村建設計画に基づくまちづくりのための建設事業や、地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金の造成に充当することができる地方債
 充当率95%（公営企業に係るものは100%） 元利償還金の70%を交付税措置

※合併市町村補助金

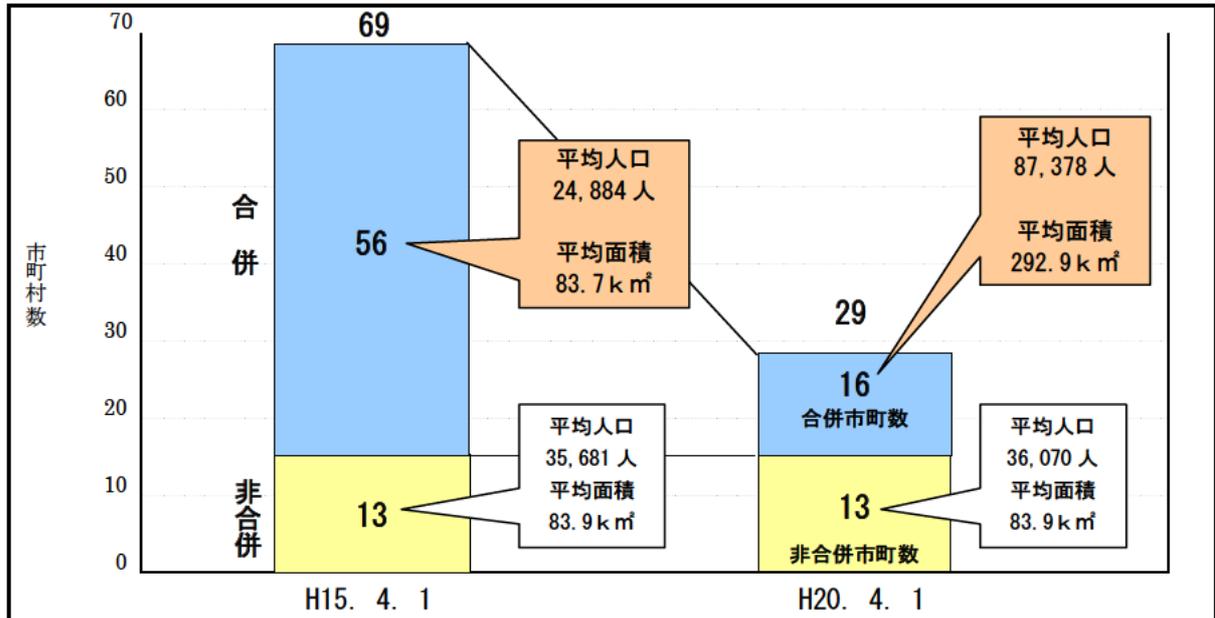
市町村建設計画に基づく事業に対する国の補助金
 合併関係市町村の人口に応じ、1関係市町村あたり6千万円～3億円の合算額を市町村建設計画の期間内に補助

※市町村合併支援交付金

合併に伴う一時的な財政需要の増大を考慮し、合併後10年度以内を実施する一体的なまちづくりのための事業に対する県の交付金
 交付限度額 5億円+1億円×(N-2) (Nは合併関係市町村数)

1 市町村の人口・面積の変化

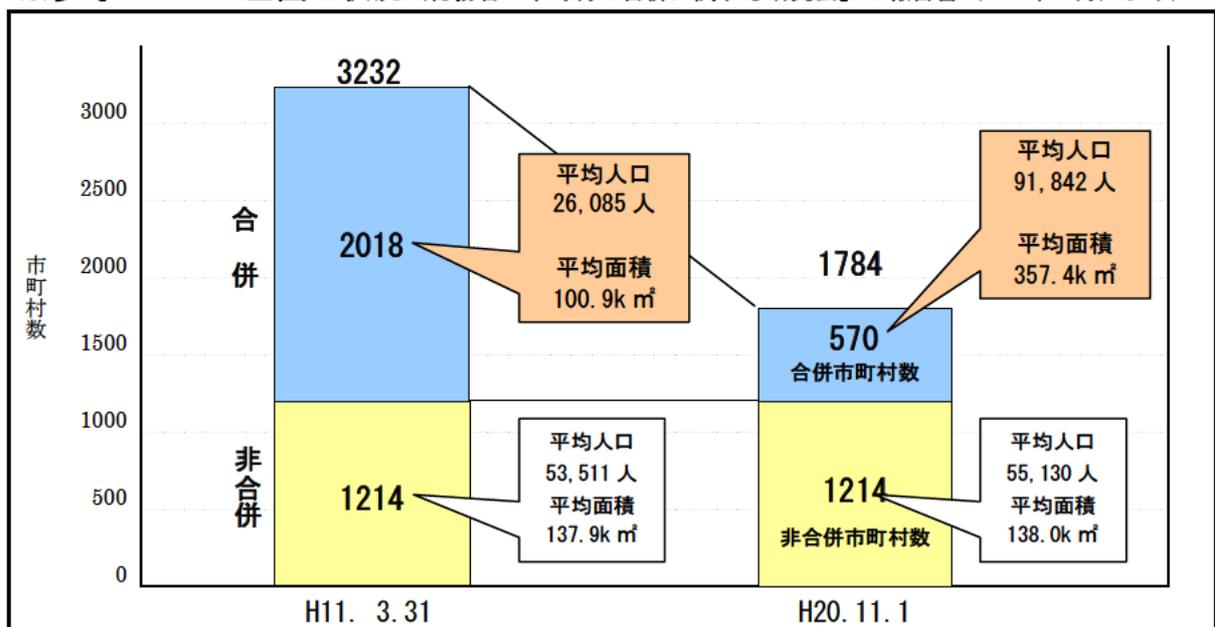
三重県の状況



※ H15. 4. 1の人口は、平成12年国勢調査人口による。H20. 4. 1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H15. 4. 1の面積は、「全国市町村要覧（H14年度版）」の面積、H20. 4. 1の面積は「同（H19年度版）」の面積による。

県内の市町村の平均人口は、合併市町では合併前の24,884人から87,378人に、平均面積は、合併前の83.7k㎡から292.9k㎡と、それぞれ合併前の約3.5倍となっています。

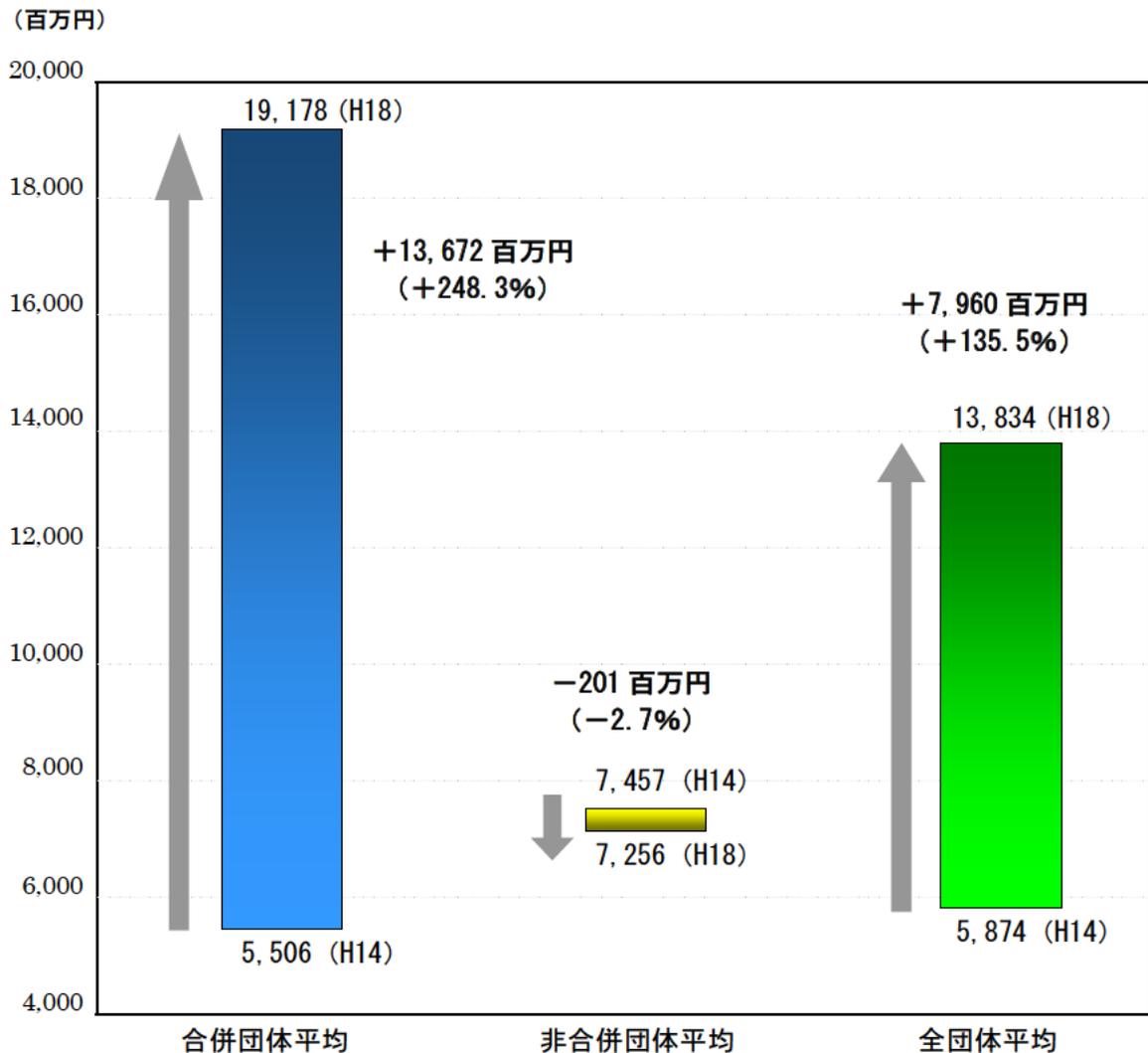
※参考 全国の状況（総務省「市町村の合併に関する研究会」の報告書（H20年6月）より）



※ H20. 4. 15官報告示分までのもの。
 ※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
 ※ H11. 3. 31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20. 11. 1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11. 3. 31の面積は、「全国市町村要覧（H10年度版）」の面積、H20. 11. 1の面積は「同（H19年度版）」の面積による。

2 財政状況の変化

(1) 県内の1団体当たり標準財政規模



地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標である「標準財政規模」の変化を、全16団体が合併前の平成14年度と合併後の平成18年度で比較してみると、非合併団体の場合、1団体当たりの平均は、平成14年度約74億5700万円であったのが、平成18年度約72億5600万円と、2.7%縮小しているのに対し、合併団体の場合の1団体当たりの平均は、平成14年度約55億600万円であったのが、合併により団体の規模が大きくなったことで、平成18年度約191億7800万円と、+248.3%に拡大しています（全団体平均では+135.5%の拡大）。

※ 標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値。その大きさは、「標準税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税額」で求められ、言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさ

(2) 普通会計決算額

(百万円、%)

歳入	合併団体				非合併団体			
	H14	H18	増減額	増減率	H14	H18	増減額	増減率
地方税	185,932	197,609	11,677	6.3	65,148	66,749	1,601	2.5
地方譲与税	6,059	16,730	10,671	176.1	1,927	5,521	3,594	186.5
地方特例交付金	6,888	5,612	▲1,276	▲18.5	2,264	2,095	▲169	▲7.5
その他各種交付金	20,044	21,818	1,774	8.9	6,226	6,738	512	8.2
地方交付税	101,888	86,267	▲15,621	▲15.3	27,724	17,942	▲9,782	▲35.3
分担金・負担金	7,895	6,046	▲1,849	▲23.4	1,304	1,286	▲18	▲1.3
使用料	9,454	10,028	574	6.1	2,961	3,034	73	2.5
手数料	2,463	2,549	86	3.5	765	900	135	17.6
国庫支出金	38,938	43,032	4,094	10.5	10,792	10,020	▲772	▲7.2
県支出金	24,781	23,450	▲1,331	▲5.4	7,516	7,680	164	2.2
財産収入	1,574	1,562	▲12	▲0.7	912	674	▲238	▲26.1
寄付金	1,911	552	▲1,359	▲71.1	142	41	▲101	▲71.0
繰入金	27,180	15,314	▲11,866	▲43.7	6,821	7,269	448	6.6
繰越金	19,520	17,856	▲1,664	▲8.5	8,986	5,860	▲3,126	▲34.8
諸収入	14,537	10,852	▲3,685	▲25.4	6,190	5,879	▲311	▲5.0
地方債	54,135	47,627	▲6,508	▲12.0	16,141	11,067	▲5,074	▲31.4
うち臨財債	15,938	15,997	59	0.4	3,930	4,612	682	17.4
合計	523,199	506,904	▲16,295	▲3.1	165,819	152,755	▲13,064	▲7.9

※ 臨財債………臨時財政対策債

合併前の平成14年度と合併後の平成18年度の普通会計決算額を比較してみると、歳入合計額は、合併団体では3.1%の減、非合併団体では7.9%の減となっています。

その中で、特に地方交付税については、三位一体改革の影響等で大幅に減額となっていますが、非合併団体が35.3%の減であるところ、合併団体では15.3%の減となっています。これは、旧合併特例法の下で合併した団体に対する、合併算定替をはじめとした普通交付税、特別交付税による財政優遇措置の効果と考えられます。

※ 旧合併特例法に基づく普通交付税の合併算定替

合併が行われた場合、スケールメリットにより、様々な経費の節減が可能となるため、一般的には基準財政需要額が減少し、その結果普通交付税が減少すると考えられる。

しかしながら、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものではないことから、合併年度及びこれに続く10年度間は、合併前の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税額を保障し、その後5年度間は、激変緩和措置を講じる制度

(百万円、%)

歳 出	合 併 団 体				非 合 併 団 体			
	H14	H18	増減額	増減率	H14	H18	増減額	増減率
人 件 費	114,743	106,626	▲8,117	▲7.1	33,806	32,053	▲1,753	▲5.2
物 件 費	64,430	66,581	2,151	3.3	19,930	19,614	▲316	▲1.6
維持補修費	6,869	6,158	▲711	▲10.4	2,092	2,068	▲24	▲1.2
扶 助 費	43,634	58,817	15,183	34.8	12,447	16,272	3,825	30.7
補 助 費 等	56,125	52,942	▲3,183	▲5.7	14,274	13,322	▲952	▲6.7
普通建設事業費	100,862	66,583	▲34,279	▲34.0	33,634	24,446	▲9,188	▲27.3
うち補助事業費	31,692	22,501	▲9,191	▲29.0	11,299	7,140	▲4,159	▲36.8
うち単独事業費	64,317	41,723	▲22,594	▲35.1	21,221	16,132	▲5,089	▲24.0
災害復旧事業費	1,327	2,803	1,476	111.2	843	223	▲620	▲73.5
公 債 費	61,688	63,943	2,255	3.7	18,117	16,129	▲1,988	▲11.0
積 立 金	10,007	15,077	5,070	50.7	5,633	2,521	▲3,112	▲55.2
投資及び出資金	1,483	1,388	▲95	▲6.4	402	445	43	10.9
貸 付 金	4,333	2,540	▲1,793	▲41.4	3,985	3,439	▲546	▲13.7
繰 出 金	39,114	43,421	4,307	11.0	12,071	15,607	3,536	29.3
合 計	504,615	486,879	▲17,736	▲3.5	157,234	146,139	▲11,095	▲7.1

歳出合計額は、合併団体では3.5%の減、非合併団体では7.1%の減となっています。

合併団体では、首長等の特別職や議員が減少したこと等により、人件費は7.1%の減となっています。

また、合併団体の物件費が3.3%の増となっていますが、合併後3年くらいの経過的な期間には情報システムの統合等一時的に歳出が増える要素があるものと思われます。合併団体の扶助費について、福祉事務所を有しない町村に代わって県が行っていた生活保護等の事務が、合併により市に移管されたこと等もあり、34.8%の増となっています。

いずれにしても、合併による財政への影響について、現時点では短期的な変化しか把握できないと考えられます。

普通交付税の合併算定替が、合併後10年度間と、及びその後5年度間、段階的に縮小して措置されている間に、合併による歳出削減効果を活かして財政状況の改善を図り、それ以降の持続的な財政運営の確保につなげていく必要があります。中・長期の財政改善効果については、一定期間経過後に改めて検証する必要があると考えられます。

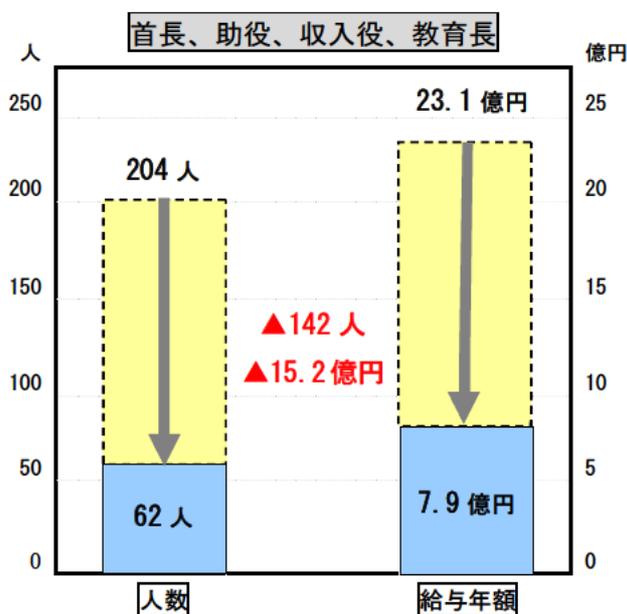
3 合併の効果

県の合併推進要綱において、市町村合併の効果として、「行財政の効率化」、「住民の利便性の向上」、「住民サービスの高度化」や「広域的視点に立ったまちづくりと施策展開」等ということを掲げていますが、現時点で各市町が効果として考えている事例をまとめました。

(1) 行財政の効率化

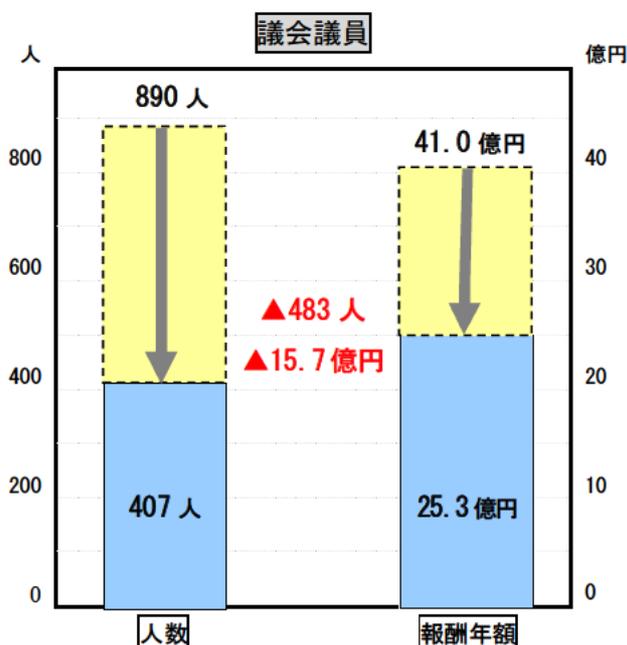
① 特別職、議員の人件費削減

短期的に現れる合併の効果として、首長や助役等の特別職、議員の数が減少することによる人件費の削減があげられます。



合併した16市町において、首長、助役、収入役の三役と教育長の人数は、合併前の204人から合併後62人へと、142人の減少（▲69.6%）となり、給料と期末手当額を合わせた年額では、合併前約23億500万円から合併後約7億8700万円へと、約15億1800万円の減少（▲65.8%）と、約3分の1になっています。

合併前についてはH16年度給与実態調査（いなべ市はH15年度）、合併後についてはH18年度給与実態調査により算定。減額措置が講じられている場合も減額前の額で算定。



合併した16市町において、議会議員の定数は、合併前の890人から合併後407人へと、483人の減少（▲54.3%）となり、報酬年額では、合併前の約40億9500万円から合併後の約25億2800万円へと、約15億6700万円の減少（▲38.3%）となっています。

ただし、議会議員の任期に関し、合併時に在任特例を適用した団体については、在任期間経過後に削減効果が現れることとなります。

合併前についてはH16年度給与実態調査（いなべ市はH15年度）、合併後についてはH18年度給与実態調査により算定。議員数については、在任特例の措置終了後の条例定数。

首長等の特別職と議員の人件費では、合わせて年間約 30 億 8,500 万円の削減効果があったと考えられます。

② 集中改革プランにおける定員管理

平成 17 年 3 月 29 日に、国が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、各地方公共団体は平成 17 年度から平成 21 年度までを改革の期間とした「集中改革プラン」を策定・公表し、行政改革に積極的に取り組むことが要請されています。さらに、平成 18 年 8 月 31 日には、国において「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が策定され、地方公共団体は、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されています。

それらを受け、県内各市町とも「集中改革プラン」を策定し、平成 22 年 4 月 1 日時点の数値目標を掲げ、簡素で効率的な組織体制に向けて、適正な定員管理に取り組んでいます。

【集中改革プランにおける定員管理目標】

	H17. 4. 1 総職員数	数値目標			H18. 4. 1 総職員数	H19. 4. 1 総職員数	H20. 4. 1 総職員数
		H22. 4. 1 総職員数	H17⇒H22 増減数	H17⇒H22 増減率	対H17増減率 進捗率	対H17増減率 進捗率	対H17増減率 進捗率
合併団体 計	16,497 人	15,093 人	▲1,404 人	▲8.5%	16,131 人 ▲2.2% 26.1%	15,752 人 ▲4.5% 53.1%	15,321 人 ▲7.1% 83.8%
非合併団体 計	4,797 人	4,520 人	▲277 人	▲5.8%	4,732 人 ▲1.4% 23.5%	4,640 人 ▲3.3% 56.7%	4,565 人 ▲4.8% 83.8%
全団体 計	21,294 人	19,613 人	▲1,681 人	▲7.9%	20,863 人 ▲2.0% 25.6%	20,392 人 ▲4.2% 53.7%	19,886 人 ▲6.6% 83.8%

※ 合併等により解散した一部事務組合等の職員については、事務を引き継いだ団体へカウントしています。

合併団体と非合併団体の目標値を見ると、合併団体は、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 16,497 人に対し、平成 22 年 4 月 1 日の目標値は 15,093 人で、1,404 人の削減（▲8.5%）となっています。

非合併団体では、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 4,797 人に対し、平成 22 年 4 月 1 日の目標値は 4,520 人で、277 人の削減（▲5.8%）となっており、合併団体は非合併団体に比べ高い削減目標を掲げています。

また、平成 17 年から平成 20 年までの実際の職員減少率を見ても、合併団体の減少率（▲7.1%）が非合併団体の減少率（▲4.8%）を上回っています。これは、合併により重複機能部分を整理統合することによる効果と考えられます。

③ 一部事務組合・広域連合の整理

一部事務組合や広域連合は、地方公共団体が救急・消防、ごみ焼却場や斎場の運営等、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、小規模な市町村が単独で当該事務を行う場合より、大規模でより高度なサービスを提供することが可能となることから、従来から事務の共同処理方式として活用されてきました。

構成団体間で合併することにより、県内では21一部事務組合と3広域連合が解散となり、一部事務組合・広域連合の方式で共同処理していた事務を、新市町内部で直接運営できるようになり、さらに効率的な処理が可能となったと言えます。

【市町村合併時に解散した一部事務組合・広域連合】

分類	名 称	共同処理事務	構 成 団 体
広域行政	津地区広域行政事務組合	広域行政圏計画の実施等	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村
厚生福祉	三重県亀山市・鈴鹿郡関町老人福祉施設組合	養護老人ホーム	亀山市、関町
	一志社会福祉施設組合	老人福祉施設等	久居市、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町
	伊賀地区町村社会福祉施設組合	養護老人ホーム等	伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
介護保険	一志地区広域連合	介護保険等	香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町
	松阪地方介護広域連合	介護保険	松阪市、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村
	度会Ⅰ部介護保険事務組合	介護保険	玉城町、二見町、小俣町、御園村
	伊賀介護保険広域連合	介護保険	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
ごみ・し尿処理・衛生	西員弁清掃組合	ごみ処理	北勢町、大安町、藤原町
	津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合	粗大ごみ処理	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村
	津市ほか4箇町村衛生施設利用組合	し尿処理	津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町
	安芸美地区清掃処理施設利用組合	ごみ処理	芸濃町、美里村、安濃町
	久居地区広域衛生施設組合	ごみ処理等	久居市、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町
	上野市ほか4か町村環境衛生組合	ごみ処理等	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村
	紀伊長島町海山町し尿共同処理組合	し尿処理	紀伊長島町、海山町
志摩広域斎場組合	火葬場	大王町、志摩町、阿児町、磯部町	
水道	紀宝町鶴殿村水道企業団	上水道	紀宝町、鶴殿村
消防	久居地区広域消防組合	消防	久居市、一志町、白山町、嬉野町、美杉村
	伊賀北部消防組合	消防	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村
教育	三重県一志郡三雲町松阪市学校組合	中学校	松阪市、三雲町
	上野市阿山町丸柱小学校組合	小学校	上野市、阿山町
	紀宝町鶴殿村中学校組合	中学校	紀宝町、鶴殿村
その他	中勢農業共済事務組合	農業共済事務	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町
	久居市ほか六箇町村競艇事業組合	モーターボート競走	久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、三雲町

※ 明朝体は合併していない市町村

(2) 住民の利便性の向上の事例

① 公共施設の利用拡大、制度の適用拡大

合併してエリアが拡大したことで、住民として利用できる公共施設が増えたり、旧市町村の制度を新市町全域に適用させることで住民の利便性が向上した事例です。

- ・ 市内各支所、出張所で住民票等の取得が可能となった。
- ・ 旧町それぞれの文化施設やスポーツ施設などが、全て市内者料金で利用可能となった。
- ・ 旧市の公共施設の利用案内・予約システムが、新市全域で利用可能となった。
- ・ 旧市町の図書館の相互利用が可能となり、どこの図書館でも貸出・返却が可能となった。
- ・ 旧町村の図書館、図書室が連携されたことで、蔵書が増えた。
- ・ 保育園（所）の選択肢が広がった。
- ・ 保育園（所）の延長保育、休日保育を利用できる地域が広がった（実施園が増えた）。
- ・ 保育園の延長保育の制度を市の制度に合わせたため、追加料金が必要なくなった。
- ・ 小学校、幼稚園の選択肢が広がった。
- ・ 小・中学校区を変更し、より近い学校への通学が可能となった。
- ・ 旧市の中学校では1校しか実施していなかった学校給食を合併後市内全中学校で実施することとなった。
- ・ 旧町それぞれのごみ処理施設の利用が可能となった。
- ・ 新市全域で不燃物処理場へのごみの搬入が可能となった。
- ・ 可燃ごみの収集回数を新市全域で週4回に統一した。
- ・ 旧町では月2回であった資源ごみ収集を、新市全域で週1回に統一した。
- ・ 旧町村いずれの火葬場も利用できるようになった。
- ・ 水道の開始、休止の届出が電話で行えるようになった。

住民として利用できる図書館などの文化施設や体育館、グラウンド等のスポーツ施設などの公共施設が増加したり、保育園や幼稚園、小・中学校の選択肢が広がることで、保護者の勤務先に近い保育園に子どもを預けられたり、旧市町村界を越えて近くの学校へ通学が可能になるという効果の事例があります。

また、保育園の延長保育や休日保育を利用できる地域が広がるなど、旧市町村の制度を合併後に新市町全域に適用を広げることで、住民の利便性を向上させている事例があります。

② 公共的交通の充実

合併してエリアが拡大した新市町において、旧町村地域から市の中心部へのアクセスや、病院や福祉施設、学校などの施設へのアクセスを確保するため、新たにコミュニティバスを整備したり、既存の路線を拡大して運行を行っている事例です。

- ・ 新たにコミュニティバスを整備した。
- ・ 旧市で運行していたコミュニティバスを旧2町においても整備した。
- ・ 廃止代替バスの整備と自主運行バスのルートを新設した。
- ・ 旧町の自主運行バスを合併後、旧村地域にも運行を拡大した。
- ・ それぞれの町民バスの旧団体間の相互乗り入れを可能にした。
- ・ 廃止代替バス路線とコミュニティ系路線の再編・統合を行った。

③ 旧市役所、町村役場庁舎の活用

合併により本庁舎とならなかった旧市町村の庁舎については、総合支所や分庁舎としている市町がほとんどで、引き続き行政目的に活用されているところですが、空きスペースを市民活動センターや地域コミュニティ活動の場等として住民に開放することで、新たな施設整備を伴わずに住民の利便性の向上を図っている事例です。

- ・ 旧町役場の空きスペースを市民活動センターとして、活動の場を利用している。
- ・ 旧町の議場を、地域コミュニティ活動の場として利用している。
- ・ 旧町の議場を暫定的に、文化サークルの発表会や子ども議会などに利用している。
- ・ 旧町の議場を会議室に改修し、地域住民の会議等に利用している。
- ・ 旧町役場の大会議室を子どもの遊び場開放に利用している。

(3) 住民サービスの向上の事例

① サービス水準と負担

使用料等を低い料金に統一したり、サービスを高い水準に統一した事例です。

- ・ 水道料金、水道加入金を低い料金に統一した。
- ・ 下水道使用料を一番低い町の料金に統一した。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ手数料を最も安い金額で統一した。
- ・ 住民票や印鑑証明、所得証明等の手数料を低い方に統一した。
- ・ 国民健康保険料率を一番低い町の料率に統一した。
- ・ 保育料を一番低い町の料金に統一した。
- ・ 保育所入所児童第3子の保育料について、旧市の制度を適用することで、旧町の住民の負担が下がった。
- ・ 旧町内の保育所の入所年齢を2歳から1歳に引き下げた。
- ・ 火葬場使用料が旧町村地域も市内料金となった。
- ・ 火葬補助金の金額を高い方の団体に統一した。
- ・ 重度障がい者又は要支援など軽度の歩行困難者全てが移送サービスを利用できるようになった。
- ・ 介護用品給付事業でサービスが統一され、多くの方が高い水準のサービスを受けられるようになった。
- ・ 旧町で実施の第3子以降の祝い金を全市で実施することとなった。
- ・ 乳幼児医療費助成について、対象年齢を拡大した。
- ・ 身体障がい者が使用する自動車の燃料費や重度障がい者が利用するタクシー料金に対する助成を高い方に統一した。
- ・ 旧村で実施していた高齢者祝い金制度を新町全域に拡大した。
- ・ 旧1町で実施の自治会に対する街灯設置補助金を新町全域に拡大した。
- ・ 健康診査の検査項目の拡大と年齢制限の撤廃を行った。
- ・ 子育て支援のため、1歳半健診時に絵本などを配布するブックスタート事業を全市域に拡大した。
- ・ C A T V行政放送のエリアを新町全域に拡大した。
- ・ 旧1団体で実施していた議会中継を新町全域で実施することとなった。

合併協議の視点として、これまで一般的に言われてきた「サービスは高い方に、負担は低い方に」という形で、水道料金や保育料等を低い料金に統一したり、乳幼児医療費助成や高齢者祝い金等の福祉サービスを高い水準に統一し、住民にとって効果を実感しやすい調整を行っている事例があります。

② 窓口サービスの充実

窓口時間の延長や、休日窓口の開設、窓口サービスを実施していなかった出張所等への窓口設置など、合併を機に窓口業務を充実させ、住民サービスの向上を図っている事例です。

- ・ 分庁方式を採用していることから、ワンストップサービスに努めるため、各庁舎に総合窓口課を設置した。
- ・ 専用回線を使用したファックスにより、住民票、戸籍謄抄本等や各種税証明の交付が可能となるよう、各地区市民センターに市民サービス窓口を設置した。
- ・ 住民票、印鑑証明書の休日交付を可能とするため、商業施設内へ自動交付機の設置を行った。
- ・ 旧町の出張所において、新たに税等の支払、各種証明書等の発行が可能となった。
- ・ 本庁の住民課、税務課や支所の平日の窓口時間の延長を実施した。
- ・ 日曜日に休日窓口サービスを実施した。
- ・ 駅隣接施設に設置している休日・夜間窓口の開設時間、業務内容を拡充した。
- ・ 毎週金曜日午後 5 時 30 分から 9 時まで高齢者の福祉相談窓口を開設した。
- ・ 市立図書館の平日開館時間を 19 時まで延長した。

(4) 住民サービスの高度化（専門性の向上）の事例

合併して市町の規模が拡大したことで、より専門的にサービスを提供するための新たな組織を設置したり、専門職員を配置し業務の専門性を向上させている事例です。

- ・ 市制施行により「福祉事務所」が設置され、事務処理が迅速化された（いなべ市、志摩市）。
- ・ 住民自治協議会を支援するため「市民活動支援センター」を設置した（伊賀市）。
- ・ 育児・保健・教育環境の充実を総合的に支援する「子ども総合支援室」を設置した（亀山市）。
- ・ 子育て支援策の充実のため「子育て支援課」を設置した（桑名市）。
- ・ 防災対策、防犯、不当要求、国民保護法等への対応のため「危機管理室」を設置した（亀山市）。
- ・ 効率的、合理的な工事計画、工事設計の審査・調整のため「設計審査室」を設置した（亀山市）。
- ・ 観光施策充実のため新たに「観光課」を設置した（桑名市）。
- ・ スポーツによる集客交流促進のため「スポーツ交流係」を設置した（熊野市）。
- ・ 地域の特性を活かしたまちづくり推進のため、各総合支所に「地域振興室」を設置した（津市）。
- ・ 福祉部門に看護師、保健師等の専門職員を配置した。
- ・ 0 歳から 18 歳の子どもを継続的に一貫して支援するため臨床心理士を採用した。
- ・ 住民の健康管理のため管理栄養士を採用した。

新たに「子ども総合支援室」や「子育て支援課」を設置して、子育て支援策を充実させたり、「観光課」を設置して、観光施策を充実させている事例や、0 歳から 18 歳までの子どもを継続的に一貫して支援するため臨床心理士を採用するなど、専門職員を配置し、業務の専門性を向上させている事例があります。

(5) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開の事例

道路整備や防災体制の整備、教育施設の整備等において、広域的視点に立ったまちづくりの事例です。

- ・ 懸案であった旧市町間を結ぶ幹線道路を合併特例債を活用して整備した。
- ・ 旧市町村境界を挟んだ2つの工業団地間の道路について、地元調整が困難で長年未開通であったが、合併により工事が可能となり開通することができた。
- ・ 旧町単独では実施困難な雨水排水対策事業を計画的に進めることができた。
- ・ 旧町村間を結ぶ広域農免道路の工事を早期に実施できた。
- ・ 単独町村では推進が困難な排水対策事業を合併特例債の活用により実施した。
- ・ 市民が主役の住民自治確立を進めるため、市民活動センター、地区市民センターを整備した。
- ・ 大規模地震対策として老朽化した橋梁や避難会館を整備した。
- ・ 旧市町村を越えた市民の広域移動が増えることから、災害時の安全かつ迅速な避難体制のため、市指定避難所の施設明示板、道路案内標識を設置した。
- ・ 広大となった市域での災害時の備蓄資機材の輸送を考慮し、防災倉庫（コンテナ型）を設置した。
- ・ 行政防災無線を合併特例債や合併補助金を活用して整備した。
- ・ 消防署の分署を新設することで地域防災体制の一層の整備を図った。
- ・ 旧1町で未整備であった小学校区ごとの消防団車庫・車両を県合併支援交付金を活用して整備した。
- ・ 旧市町の斎場を一元化し新たに建設した。
- ・ 小学校を統合し、合併特例債を活用して新校舎を建設した。
- ・ 合併特例債を活用し小中学校の耐震工事を実施した。
- ・ 旧市のみ未整備であった中学校空調設備を合併補助金を活用して整備した。
- ・ 市内全中学校での給食を可能とするため、合併特例債や合併補助金を活用して給食センターを整備した。
- ・ 合併特例債を活用し統合保育所の建設に着手した。
- ・ 旧市町のそれぞれの特徴、資源を生かしたまちづくりに取り組めるようになった。
- ・ 旧市町の豊かな観光資源を合わせ、総合的なPRを行った。

合併して1つのまちになることで、旧市町村間を結ぶ幹線道路を整備しやすくなったり、単独の町村では実施が困難であった大規模な事業が、市と合併することにより財政規模が大きくなることで実施が可能となったなどの事例があり、それらの財源として、合併特例債や国の合併補助金、県の合併支援交付金等が活用されています。

また、広域的な視点から、それぞれの旧市町村が持っている資源を活かし、総合的なまちづくりや観光PRに取り組んでいる事例もあります。

4 合併の際懸念されたことに対する対処

県の合併推進要綱においては、合併協議を進める中で、新市町村建設計画を策定する際には、合併に際しての懸念を念頭に置いたうえで、新しいまちづくりを行っていくことが重要としています。要綱に掲げた市町村合併に際し懸念された事項に対し、各市町が行っている対処の事例をまとめました。

(1) 役場が遠くなって不便になるのではないか

- ・ 旧町村役場を総合支所とし、窓口サービスの低下を招かないようにしている。
- ・ 支所となった旧町役場に総合窓口課や市民サービス室を設置し、窓口サービスの低下を招かないようにしている。
- ・ 窓口業務を担当し、また住民自治の活動拠点となる地区市民センターを新市全域に整備した。
- ・ 市内全8出張所に正職員を配置し機能強化を図った。
- ・ 新市全域に地区連絡員を配置し、広報物等配布サービスを委嘱している。
- ・ 住民票、印鑑証明書の自動交付機の商業施設内への設置や、支所等への増設を行った。
- ・ 各種申請書類等をホームページからダウンロードできるようにした。

本庁舎とならなかった旧市町村の庁舎を総合支所としたり、支所へ総合窓口課などを設置し、窓口サービスについては本庁舎へ行かなくても、合併前と変わらず旧役場等で受けられるよう配慮がなされている市町があります。また、商業施設内へ証明書の自動交付機を設置したり、各種申請書類等をホームページからダウンロードできるようにしている市町もあります。

(2) 中心部だけよくなって周辺部はさびれるのではないか

- ・ 旧市町村単位で地域審議会を設置し、地域のまちづくりに住民の意見を反映している。
- ・ 市独自の自治のしくみである「住民自治協議会」を自治基本条例により位置付け、それぞれの協議会が地域課題解決のための「地域まちづくり計画」を策定し、計画実施に財政支援、人的支援を実施している。
- ・ 市内全地区で「地域まちづくり協議会」を組織し、地域の状況に応じた住民の創意工夫に満ちた活動に対し補助を行っている。
- ・ 旧町の各支所単位で地域振興予算を計上している。
- ・ 各コミュニティ単位で、地域自治モデルとして地域住民らが主体の、これからの地域のあり方を検討・具現化等を行う地域活動を支援している。

旧合併特例法で規定された「地域審議会」を設置し、地域のまちづくりに住民の意見を反映しているところや、その他、独自の住民自治のしくみにより、地域の住民とともに、それぞれの地域に応じたまちづくり、地域振興に取り組んだり、地域予算を設定することで、新市の均衡ある振興を図っている事例があります。

(3) 住民の声が届きにくくなるのではないかな

- ・ 旧市町村単位で地域審議会を設置し、地域のまちづくりに住民の意見を反映している。
- ・ 市政全般について市民と行政が意見交換を行う「市民集会」を各地区で実施している。
- ・ 市長と市民が議論する「市民懇談会」を開催している。
- ・ 市長が各地域、各団体に出向き、市民と直接対話する「動く市長室」を実施している。
- ・ 市長が地域に出向き身近な問題について住民と話し合う「市長ふれあいトーク」を実施している。
- ・ 議会基本条例を制定し、議会報告会を全ての住民自治協議会を対象に行っている。
- ・ 住民自治協議会に、当該地区に係る市の施策等についての諮問権、提案権、同意権、決定権の4つの権能を付与し、議員を介さなくても地域の声が届くしくみを取っている。
- ・ 市民の意見、要望等を把握するため、市政モニター制度を充実し、在宅でできるアンケート調査を実施するとともに、モニターの人数を増員した。
- ・ 区長連絡協議会の役員会の回数を増やした。
- ・ 市内全8出張所に正職員を配置し、高齢者の安否確認等、出前サービス機能を強化した。

合併により議員の数が減ることで、住民の声が行政へ届きにくくなるのではないかなという懸念に対し、地域審議会や住民自治協議会等を設置したり、市民集会や市民懇談会等、直接住民の声を聴く機会を設けたりしています。

(4) 各地域の歴史、文化、伝統等が失われるのではないかな

- ・ 旧市町村の名称を新市（町）の町名・字名として残している。
- ・ 旧町の名称を公共施設の名称として残している。
- ・ 住民自治協議会へ交付金や補助金を交付し、伝統文化の保存・継承を行っている。
- ・ 各地域の個性あるまちづくり活動を支援するための地域づくり支援事業を実施している。
- ・ 地域での歴史・文化の継承・保存活動への補助を行っている。
- ・ 旧町庁舎に文化財保護部局の職員を駐在させ、地域の歴史、文化、伝統等の保護を担当させている。
- ・ 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区について、地域を主体とした保存活動を積極的に支援するための方針を策定し、新たに基金を設置した。

合併により失われることとなる旧市町村名を新市町の町名・字名として残したり、公共施設の名称として残している市町があります。

また、保存・継承活動に補助を行うなど、それぞれの地域に残されている歴史、文化、伝統等が失われていかないような取組を行っている市町もあります。

5 合併後の課題

合併して各市町が新しいまちづくりの取組を進めている中で、社会経済情勢の変化や三位一体改革等により、さらに地方を取り巻く財政状況が厳しくなり、なお一層の効率的な行財政運営が求められている状況にあります。

そのような中、各市町が、現時点で合併後の課題として考えている事例を、以下のようにまとめました。

(1) 周辺部の衰退への対応

住民が「周辺部が忘れ去られている」と感じないように、大きくなった行政エリアで、いかに広く住民の声を聴き、隅々まできめ細かな住民サービスを提供していくかが課題であると考えている市町や、旧市町村の住民の融合を図り、まちづくりの課題について同じテーブルで話し合いのできる環境を早期に確立することが課題と考えている市町、旧市町村それぞれに特色が異なることから、それぞれの地域の特色を活かしつつ、新市町としての一体感の醸成に向けて取り組むことが課題と考えている市町があります。

また、インフラ整備において、新市町全体にバランスよく投資を行うことが課題と考えている市町もあります。

(2) 住民負担の適正化

住民生活に密接に関わる水道料金、下水道料金、国民健康保険料（税）、保育料、公共施設の使用料金等の住民負担について、各市町村間の相違が大きく、合併後直ちに統一することが、かえって新市町の住民負担の均衡を欠くこととなる場合、合併時には統一せず、経過措置を設け段階的に調整することとしていますが、それらの統一を課題と考えている市町があります。

また、都市計画税について、合併後、旧市のみ賦課し、旧町村には一定期間賦課しない不均一課税の取扱いを行っていることに関し、不均一課税期間経過後の旧町村部への賦課が課題と考えている市があります。

(3) 住民サービス等の調整

旧市町村で実施していた住民サービス等について、合併後直ちに統一せず、当面、旧市町村の制度を継続させている場合、新市町の早期の一体化ということから、それらの統一が課題と考えている市町があります。

家庭ごみの収集日程や分類方法、自主運行バスの運行形態や料金体系、福祉バスの利用基準、地区集会所の管理形態、防災行政無線などの統一を課題と考えている市町や、旧市町村の一部で実施

していた幼稚園及び中学校の給食の存続が課題と考えている市町があります。

また、旧市町村で開催している同種のイベント等の統一が課題と考えている市町もあります。

(4) 総合支所等における機能の確保

「役場が遠くなって不便になるのではないか」という懸念への対処として、多くの市町で、本庁としなかった旧市町村役場を総合支所等とし、手厚く人員を配置してこれまでどおり窓口サービスを受けられるように配慮しています。

しかしながら、今後、職員数の適正化を図っていく中で、本庁へ職員が集中し、住民に身近な行政が行いにくくなることが課題と考えている市町があります。

また、分庁方式については、複数の庁舎に部署を分散して配置するため、部署間の連携が希薄になるということや、総合支所等に権限がなく、本庁でないと判断できないため、これまでより決定に時間がかかるということが課題と考えている市町があります。

(5) 公共施設の再編

合併して旧市町村ごとに整備していた同じ用途の公共施設が複数存在することとなり、それらに要する維持管理経費が財政を圧迫することから、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、新市町としての適正な公共施設の配置の観点で、類似・重複施設の統廃合を行っていくことが課題と考えている市町があります。

(6) 公共的団体の統合

いつまでも旧市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、旧合併特例法で、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は統合整備を図るよう努めることが規定されています。

そのことに関し、それぞれの歴史の相違から観光協会が旧市町それぞれで存在していることや、法制度の問題等により、商工会議所と商工会の統合ができないということが課題と考えている市町があります。

(7) 優遇措置期間終了後の行財政運営

三位一体改革等により、市町村の財政状況はますます厳しさを増していますが、合併団体には一定期間、合併算定替等の交付税措置、合併特例債、国の合併補助金や県の合併支援交付金等、合併時の財政上の優遇措置があり、財政状況の維持・改善に寄与していますが、その優遇措置期間終了後の行財政運営が課題であり、それを見据え、さらなる行財政改革を進めていくことが課題であると考えている市町があります。

6 今後の対応

県としては、引き続き、合併の状況や課題の把握に努めるとともに、今回示された合併後の課題に対して、以下のように取り組んでいきます。

(1) 県と市町での情報共有、協議・検討

市町が抱える合併後の課題について情報共有を行い、県と市町で協議・検討を行う場を持ちながら、引き続き課題の解決に向けた検討を行っていきます。

また、今後、地域づくりをさらに推進するため、県と市町が連携の強化を図り、協働して地域づくりの基盤を整備することにより、地域主権社会の実現を目指すことを目的として、県と市町で構成する新しい協議会を設置することとしており、各地域や市町が抱える課題について協議・検討を行っていくこととしています。

(2) 合併市町の課題に応じた支援

合併市町のそれぞれの課題に応じ、国等と連携しながら、引き続き支援に努めていきます。

市町村合併支援交付金については、合併に伴う一時的な財政需要の増大への対応として、これまでに、教育施設や防災施設などの格差解消のための事業、電算システム統合、新市町の各種計画策定などに活用され、合併後間もない市町の行政運営に貢献しています。

交付金事業の効果のさらなる検証を行いながら、今後は合併直後の一時的な財政需要増大への対応から、各合併市町が抱える課題の実情に応じた対応への活用を考えていく必要があります。

(3) 中・長期的な合併の効果の検証

今回、合併市町に対し、現時点における合併の効果と考えられる事項や、課題・懸案となっている事項等について調査を行い、その整理を行ったところですが、今後も市町と連携しながら、合併の状況と課題の把握に努め、合併市町に対し必要な助言・支援等を行うとともに、中・長期的な合併の効果の検証に努めていきます。

まとめ

今回の市町村合併は、住民参画のもと、地域で議論を尽くし、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という、まさに地域主権の精神で取組が行われたものであり、自分たちのまちに対する住民の関心を高め、自分たちのまちの将来について考える契機となったのではないのでしょうか。合併を機に、「地域でできることは地域で実施する」という自助自立の意識が高まり、住民の主体的な地域活動が活発化した地域も見られ、県内においても、いくつかの団体で「住民自治協議会」等の住民自治組織が設置されてきています。

こうした住民意識の高まりを活かし、住民と行政の意思疎通を図りながら、十分な議論を行い、住民自治の取組を進め、住民が主体となった地域づくりを促進していくことが、合併による優遇措置期間終了後を見据えたまちづくりを考えていく上での有効な取組となり、また新たな合併の効果が現れてくることも期待されます。

今後も引き続き、市町と連携しながら、合併の状況と課題の把握に努め、合併市町に対し必要な助言・支援等を行うとともに、中・長期的な市町村合併の効果の検証へとつなげていきたいと考えています。